

大網白里市のキャラクター「マリン」のデザイン使用に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、大網白里市のキャラクター「マリン」(以下「キャラクター」という。)のデザインの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、デザインとは、市が定めたキャラクターのデザイン(別図)その他市長が認めたものをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(使用の申請)

第4条 デザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめデザイン使用承認申請書(別記第1号様式)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、図柄を変更することなく平面で使用するときは、この限りでない。

- (1) 個人で楽しむ範囲で使用するとき。
- (2) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。
- (3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
- (4) 市が共催・後援する行事に使用するとき。
- (5) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (6) 大網白里市内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動若しくは地域活性化につながる活動において使用するとき。
- (7) 個人及び団体が、非営利目的で市の情報・魅力発信のために使用するとき。

(使用の決定)

第5条 市長は、前条の申請があった場合は、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認めたとき。
- (2) 特定の個人、政治、思想若しくは宗教の活動に利用し、又はそのおそれがあると認めたとき。
- (3) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。

- (4) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められたとき。
- (5) 市の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められたとき。
キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められたとき。
- (6) キャラクターのデザインを第8条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められたとき。
- (7) その他市長が使用について不相当であると認めたとき。

2 市長は、デザインの使用を承認するときは、デザイン使用承認通知書（別記第2号様式）により、使用を承認しないときはデザイン使用不承認通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定によるデザインの使用の承認をする場合において、必要な条件を付すことができるものとする。

（使用料）

第6条 デザインの使用料は、無料とする。

（使用承認期間）

第7条 デザイン使用の許可期間は、使用を許可した日から使用を許可した日の属する年度の末日までを限度として市長が決定する。

（使用上の遵守事項）

第8条 デザインの使用承認を受けた者及び第4条ただし書きの規定に基づき、デザインを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用し、市長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形を正しく使用し、デザインの改変はしないこと。
- (3) キャラクターには、「大網白里市のキャラクター『マリン』」との標記を付すこと。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) 使用の承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、転貸しないこと。
- (6) デザイン等を使用し、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等を行うことにより、自己の権利を新たに設定若しくは登録し、又は著作権に関する自己の権利を主張しないこ

と。

(7) 市長から要請があった場合は、デザイン等の使用実態を報告すること。

(使用承認の取消し)

第9条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すとともに、使用者にその旨を通知するものとする。

(1) 第5条又は第8条の規定に違反していると認められるとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用承認を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めたとき。

2 前項の規定によるデザインの使用承認の取り消しにより使用者に生じた損害については、市長はその責めを負わない。

3 第1項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以後、当該承認に係る物件を使用してはならない。

(損害賠償)

第10条 前条第1項各号のいずれかに該当する行為をした者は、これにより市に生じた損害を賠償しなければならない。

附則

この要領は、平成25年2月4日から施行する。

附則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附則

この要領は、平成28年2月10日から施行する。

附則

この要領は、平成28年7月28日から施行する。

附則

この要領は、平成28年11月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

別図 (第2条)

大網白里市のキャラクター「マリン」のデザイン

基本デザイン



展開デザイン (その1)



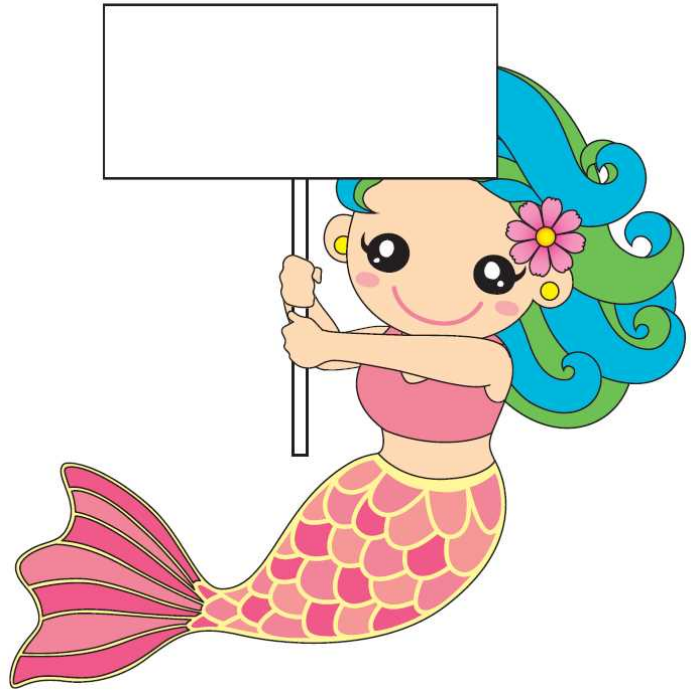
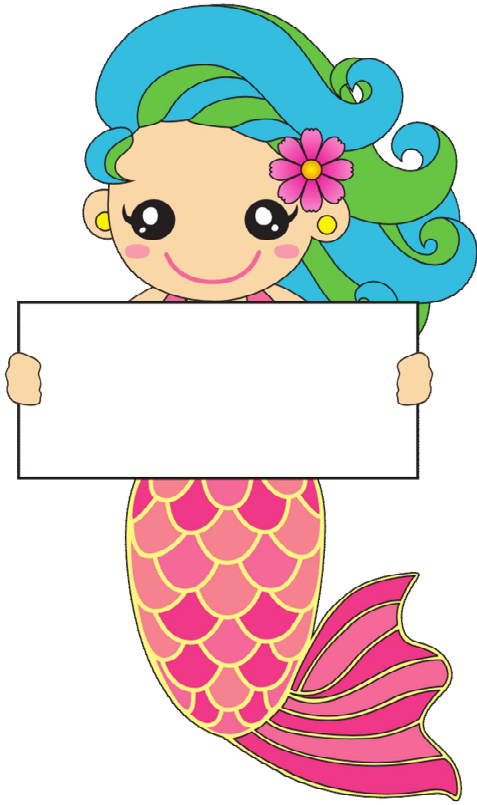
展開デザイン (その2)



展開デザイン (その3)









大網白里市

大網白里市

大網白里市

デザイン使用承認申請書

年 月 日

大網白里市長 様

申請者住所

団体名

代表者名

電話番号

大網白里市のキャラクター「マリン」のデザイン使用に関する要領を遵守のうえ、下記のとおり申請します。

記

1 使用目的	
2 使用方法・場所	
3 使用数量	
4 使用期間	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
5 担当者連絡先 (申請者と同一の場合、記入不要)	氏名等 TEL ()
6 添付書類	・企画書（レイアウト原稿、使用方法が確認できるもの） ・申請団体の概要書 ・その他参考になるもの

第2号様式 (第5条第2項)

デザイン使用承認通知書

第 号

年 月 日

様

大網白里市長

年 月 日付けで申請のあった「マリン」のデザイン使用については、下記のとおり使用を承認します。

記

1 使用目的	
2 使用方法・場所	
3 使用数量	
4 使用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで
5 許可の条件	使用に際しては、「大網白里市のキャラクター『マリン』のデザイン使用に関する要領」の規定及び承認内容を遵守すること。

第3号様式（第5条第2項）

デザイン使用不承認通知書

第 号
年 月 日

様

大網白里市長

年 月 日付けで申請のあった「マリン」のデザイン使用については、
次の理由により不承認としたので通知します。

不承認の理由